

議案第10号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条第4項中「第1項から前項まで」を「前3項」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第4条第3項中「取消」を「取消し」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第4項ただし書中「いとまの」を「時間的余裕が」に改める。

第5条第2項中「いとま」を「時間的余裕」に改める。

第6条第5項から第8項までの規定中「当り」を「当たり」に改める。

第9条第1項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第20条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条第1項中「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第29条第1項第1号イ中「、並びに」を「並びに」に、「食卓料」を「、食卓料」に改める。

第32条第1号中「次に規定する」を「最上級の直近下位の級の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第3号中「その」を「、その」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第33条第1号イ及びロを次のように改める。

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
第44条中「みたない」を「満たない」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

外国旅行の旅費

日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

- 1 指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成29年特別区人事委員会勧告に基づく行政系人事制度の改正及び諸般の情勢に鑑み、外国旅行の旅費について、職務の級における区分を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。